

役員候補者推薦規程

平成25年4月22日理事会決定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県測量設計業協会（以下「協会」という。）定款第12条に規定する理事及び監事（以下「役員」という）の選任を、総会において円滑に行うことを目的とする。

(役員候補者推薦委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、協会に役員候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の任命及び定数)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、委員会等設置規則に定める地区会議（以下「地区会議」という）が推薦した者のなかから、理事会の意見を聴き会長が委嘱する。

2 委員の定数は、各地区2名とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から役員選任を議題とした総会（以下「総会」という。）が終了する日までとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、第2条の規定により会長が委嘱した委員全員をもって構成する。

2 委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長をおく。

3 委員長は、会議を統括し推薦委員会の議事につき会長に報告する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、総会において推薦する役員候補者を選考する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回目の委員会は会長が招集する。

- 2 委員長は、会議を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して期日の前に委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員長が議長となるものとする。
- 4 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。ただし、本条第6項に定める場合は出席したものとみなす。
- 5 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ書面をもって表決し、又は書面による委任状を提出し他の委員を代理人として表決することができる。

(議事録)

第 8 条 委員長は、会議の議事録を作成し、総会の終了後に会長に提出しなければならない。

(役員候補者の推薦)

第 9 条 委員会の推薦する役員は、理事及び監事とし、その定数は定款第 2 0 条の定めるところによる。

- 2 委員会は、役員候補者を推薦しようとするときは、その者の承諾をあらかじめ得なければならない。

(理事候補者の推薦)

第 1 0 条 委員会は、理事候補者のうち 1 名を会長候補者、2 名又は 3 名を副会長候補者、3 名以上 6 名以内を常務理事候補者として推薦することができる。この場合は、全県を 1 区として推薦しなければならない。

- 2 委員会は、理事候補者のうち地区担当理事候補者について、地区会議からの推薦を求めるものとする。
- 3 地区担当理事候補者は、各地区の会員のなかから 1 名を推薦するものとする。ただし、地区の会員数が 2 0 社を超える地区からは、2 名を推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第 1 1 条 委員会は、監事候補者を推薦しようとするときは、会長、副会長及び協会の使用人以外の者のなかから推薦しなければならない。

(総会の決議及び理事会の選定)

第12条 総会は、第10条及び第11条により委員会の推薦した役員候補者について、定款第17条3項による決議を行う。ただし、総会において委員会が推薦する以外の役員候補者について決議することを妨げない。

2 理事会は、前項の総会の決議を尊重し、定款第21条第2項に定める会長、副会長及び常務理事の選定を行うものとする。

(疑義等)

第13条 この規程に疑義又は不足の事項があるときは、その都度理事会において協議して定める。

附 則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。
2. 平成14年1月16日制定の役員候補者推薦規程は廃止する。